

平成26年 第6回
教育委員会定例会会議録

平成26年6月10日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2400号

平成26年第6回定例会

日時 平成26年6月10日（火） 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	綱 川 智 久
委員長職務代理者	澤 孝一郎
委 員	永 山 幸 江
委 員	小 島 洋 祐
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	安 田 雅 俊
庶務課長	佐 藤 雅 志
教育政策担当課長	橋 本 誠
学務課長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	白 井 隆 司
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 会議録の承認

- 1 第2389号 第1回定例会（平成26年1月14日開催）
- 2 第2390号 第1回臨時会（平成26年1月28日開催）

日程第2 審議事項

- 1 議案第49号 夜間、休日等における学校警備に関する規程の廃止について
- 2 議案第50号 港区学校教育推進計画策定方針（案）について
- 3 議案第51号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 4 議案第52号 港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 議案第53号 港区生涯学習推進計画改定方針（案）について

- 6 議案第54号 港区スポーツ推進計画改定方針（案）について
- 7 議案第55号 港区立図書館基本計画改定方針（案）について
- 8 議案第56号 港区子ども読書活動推進計画改定方針（案）について
- 9 議案第57号 港区立学校の管理運営に関する規則の改正について

日程第3 協議事項

- 1 平成26年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

日程第4 教育長報告事項

- 1 平成26年度教育委員会の懸案課題について
- 2 港区立青山生涯学習館の一部休室について
- 3 生涯学習推進課の5月事業実績について
- 4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

「開 会」

○綱川委員長 ただいまから平成26年第6回港区教育委員会定例会を開会します。(午前10時00分)

本日は、渡辺指導室長が公務のため10時30分ごろ退席いたしますので、ご承知おきください。

そのため本日の運営方についてですが、日程第2、審議事項について、日程を変更したいと思います。審議事項9の議案第57号「港区立学校の管理運営に関する規則の改正について」につきましては、関連があります審議事項1、議案第49号の後に審議をしたいと思います。また、その後も関連ある案件を続けて審議したいと思いますので、審議事項3、4、2の順に審議し、審議事項5以降は順に審議したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

「会議録署名委員」

○綱川委員長 本日の署名委員は永山委員にお願いいたします。

第1 会議録の承認

1 第2389号 第1回定例会(平成26年1月14日開催)

2 第2390号 第1回臨時会(平成26年1月28日開催)

○綱川委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成26年1月14日開催の第2389号、第1回定例会、同年1月28日開催の第2390号、第1回臨時会の会議録につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○綱川委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第49号 夜間、休日等における学校警備に関する規程の廃止について

○綱川委員長 日程第2、審議事項に入ります。

初めに、議案第49号 夜間、休日等における学校警備に関する規程の廃止について。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第49号 夜間、休日等における学校警備に関する規程の廃止について説明いたします。

議案資料ナンバー1となります。資料は1枚あけていただいて、1ページが廃止の案文、次ページが廃止理由で、その後、参考資料として規程の全体をおつけしてございますので、ご覧いただければと思います。

学校警備に関する業務につきましては、今ご覧いただいたこの規程に基づきまして、警備職員の

勤務心得、学校長の役割ですとか、警備日誌などの学校に備えなければならない情報等の必要な事項について定めております。

学校警備につきましては、これまで職員の退職、また事務職や用務職への異職種従事を行うことにより、職員数が減少してまいりました。これまでも、人員が不足する場合は、機械警備との併用により学校の警備を行ってきたところでございますが、平成26年4月からは、学校警備に配置する職員がいなくなりまして、完全に機械警備へ移行したことから、本規程の必要性がなくなったため廃止するものでございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 学校の警備の職員は、いつ配置されなくなったのですか。平成25年度ですか。

○庶務課長 平成25年度までは職員がおりまして、幾つか学校に配置しておりますが、この4月から完全になくなったということでございます。

○永山委員 機械警備に変わったことによって、最後に残った先生方が巡回して退庁時の点検の全てを見なくてはいけないという負担も増えてしまっているの、もう少し軽減していただけるように考えていただきたいです。また、PTAの方々は最近皆さん仕事をしていて、平日の夜に学校で会議をしていることが多いのですが、先生が帰る時間には帰らなくてはいけないと感じて仕方なく近くの喫茶店などでやっているという状況がここ二、三カ月みられます。急遽の対応もありますので、今はいろいろ試行錯誤をしているというお話を聞きました。

○綱川委員長 この件について、庶務課長説明をお願いします。

○庶務課長 これまでも先ほど説明したとおり、機械等の併用で行っておりまして、必ずしもいない日も、これまであったところではございますが、当然、戸締まりの最後の確認ということですが、そこは一つの施設を維持管理する役割はもちろん学校が担っているところですので、その最終確認をした上で機械警備への移行をしていただくという作業は、どうしてもなくせないと思っております。少しでも負担の軽減、何か方策があれば検討をしていきたいと思っております。

それと、学校を使っているいろいろ地域の方の集まりなどがあるということは、学校開放事業というよりは、恐らく学校が活動の場として提供をしていただいていたのだらうと思っております。機械になったからいきなりだめということになるのか、そこは過去の経緯も各学校によってあろうかと思っておりますが、地域とのつながりをなくすということは本意ではございませんので、そのあたりは地域の皆さんとお話しながら、学校も一つの場として活用できればと思っております。

○綱川委員長 永山委員、できないということではなくて、もうそろそろ先生たちも帰られるから遠慮して別の場所に移動しているわけで、出ていけと言われていないわけではいいですね。

○永山委員 そうです。言われてはいないです。

○綱川委員長 それでは、採決に入ります。

議案第49号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 議案第49号については原案どおり可決することと決定いたしました。

9 議案第57号 港区立学校の管理運営に関する規則の改正について

○綱川委員長 次に、冒頭でお諮りしましたとおり日程を変更して、議案第57号 港区立学校の管理運営に関する規則の改正について、指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、議案第57号 港区立学校の管理運営に関する規則の改正について、改正及びその理由についてご説明いたします。教育委員会議案資料ナンバー9をご覧ください。

めぐりまして、1ページ目、規則の改正案として示しております。それから、資料2ページ、3ページには、新旧対照表としてご提示させていただいております。

まず、議案第49号でご審議いただいた件についてでございます。学校警備については港区立学校の管理運営に関する規則にその旨が示されてございますので、今回、平成26年4月から、ご審議いただきました全校において完全機械警備に移行したことに伴い、港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものです。

次に、小中一貫教育校白金の丘学園に名称を変更することについてご説明いたします。既に、平成26年第1回定例会において、港区立学校設置条例の一部を改正し、三光小学校及び神応小学校を廃止して白金の丘小学校を設置し、また朝日中学校の名称を白金の丘中学校に変更することを議決しております。

今回の管理運営に関する規則の改正では、平成27年4月1日に開校する白金の丘小学校と白金の丘中学校の小中一貫教育校としての名称を白金の丘学園とするものでございます。

次に、施行期日についてです。完全機械警備への移行にかかわる施行期日は、交付の日でございます。すなわち本日6月10日になります。

なお、白金の丘小学校、白金の丘中学校の小中一貫教育校としての名称の変更については、今回の規則変更により平成27年4月1日から施行いたします。

甚だ簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございますか。

○小島委員 条例で、白金の丘小学校、白金の丘中学校と名称を決定して、規則で小中一貫教育校として白金の丘学園と名称を定めるとするのはなぜでしょうか。

○永山委員 お台場学園では一般の保護者から、どう使い分けていいか、よくわからないという意見がたくさん上がっておりまして、それで地域とPTAとで校名等についてのアンケートを実施すると、さまざまな意見が出ました。この規則と条例の違いを詳しくわかっている方が誰もいないという状況でしたので、この白金の丘は同じ「白金の丘」という名称になっているので、大変わかりやすいと思うのですが、もう少しこの規則と条例の違いについて、保護者や子どもたちに知らせてあげてほしいと思います。

○指導室長 委員の皆様ご承知のとおり、法律に定められます学校は、小中一貫教育校というものはまだございません。したがって、条例には小学校、中学校別に名称を定める必要があり、第1回定例会において白金の丘小学校、白金の丘中学校という命名にしたところでございます。

ただし、小中一貫教育校としての通称名、名称としては、9年間を継続した教育課程に基づいて教育活動を行う小中一貫教育校としては、やはり統一した名称があることが、保護者、地域に対しても説明がつくという考えに立って、この規則には小学校、中学校別に条例で定められたものを小中一貫教育校白金の丘学園として定めることによって、より小中一貫教育が推進するようという趣旨でこの規則を定めるものでございます。

永山委員ご指摘のお台場学園につきましては、条例での名称と、規則で定めた学園名が、港陽とお台場という違う2種類のものであったことによって、お台場学園の名称の定着が非常に不十分であったというような反省は、我々としても持っております。いずれにしても今後、本区が進める小中一貫教育校のお台場学園、白金の丘学園ともども一貫教育校としての名称を大切にしながら、教育活動を進めていくように考えております。

○小島委員 今回の説明でよくわかりましたが、ただ、永山委員からの質問にあるとおり、これが例えば白金の丘学園小学校、白金の丘学園中学校とすると、法律上違反になるのでしょうか。

○教育長 それは全然問題ないですね。

○綱川委員長 港区立白金の丘学園小学校と学園をつけてもいいということですか。

○小島委員 そうすると、条例も規則も全く一緒に、永山委員が言われるようなこういう違う面が出てこないです。

○教育長 小学校の名称を白金の丘学園小学校とすることについては、最初から決めれば全然問題はありません。

○小島委員 最初からそう決めれば、全く条例上も規則上も、白金の丘学園小学校、白金の丘学園中学校でいいわけですね。

○教育長 そうですね。ただ、今回、検討委員会で小学校名を決める時も、確か「学園小学校」というのは候補としてあったと記憶しています。小中一貫教育校として先にあるお台場学園との関係で、同じような形にすると統一名、小中一貫教育校としての名前と個別の小学校の名前、学園と使うとやはり煩瑣ですね。小中一貫教育校白金の丘学園、白金の丘学園小学校というような形のものも考えられましたけれども、それはやはり煩瑣でしょうということもありました。

○小島委員 小中一貫教育校と入れなくても、白金の丘学園小学校とすればよいのではないですか。

○教育長 しかし、これだけであればいいですが、お台場学園が、既にこういう名称になっていますから、全く違う形での名称というのは、やはり考えられないということですね。

○澤委員 お台場学園でいえば、条例上とか規則上というのはわかりますが、地域の人の立場では、お台場学園と言いながら港陽小学校、港陽中学校と言うのが何かすごく違和感があるようです。港陽小学校、港陽中学校といえば小中一貫教育校としてのお台場学園という名前がどこかに消えてしまいます。ですから、教育委員会として、既存の小学校、中学校を小中一貫教育にしたので、混乱

しているのであれば、港陽小学校、港陽中学校をお台場小学校とお台場中学校にするということを検討する必要があるのではないのでしょうか。

○綱川委員長 今、そのようなご意見も出ましたので、これから小中一貫校が増えていくわけですから、懸案事項として検討しておいたほうが良いと思います。

品川区の伊藤学園であったり、都立の中高一貫校は中等教育学校と名前がついてます。高校もいろいろ国の制度と違っているのが結構大変なことがあるのかなと思います。

○教育長 小中一貫教育を国も進めようということが二、三日前の新聞に載っていましたので、今後の動きも変わると思います。その辺も見ながらということですね。

○綱川委員長 それでは採決に入りたいと思います。

第57号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 ご異議がないようですので、議案第57号について原案どおり可決することに決定いたします。

3 議案第51号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○綱川委員長 それでは、次に、第51号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー3をご覧ください。議案第51号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、ご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、これが規則の案でございます。

なお、条例につきましては、平成26年第1回定例会におきまして可決成立をしております。その際、条例の附則では、「この条例は港区教育委員会規則で定める日から施行する」と定めております。今回、その施行期日を別表第1の施行期日については、平成26年8月1日、別表第2、第3の施行期日については平成27年4月1日とするものでございます。

また1枚おめくりいただきます。次に、規則の内容でございます。1の(1)をご覧ください。

中之町幼稚園の仮移転に伴う位置変更でございます。このたび予定どおりの竣工がみとめられることから、施行期日を平成26年8月1日としてございます。

次に、1の(2)をご覧ください。白金の丘小学校及び白金の丘中学校についても予定どおりの竣工が認められることから、施行期日を平成27年4月1日としてございます。

1枚おめくりいただきます。最後に、条例の新旧対照表でございます。これは、平成26年第1回定例会におきまして、既に可決成立しているものでございます。内容はご覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第51号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 ご異議がないようですので、議案第51号について原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第52号 港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

○綱川委員長 次に、議案第52号 港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 資料ナンバー4をご覧ください。議案第52号 港区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。規則の案でございます。三光小学校と神応小学校の通学区域ですけれども、次の2ページをご覧ください。それぞれ白金の丘小学校の通学区域としてまとめてございます。

また、その次、左側でございますけれども、朝日中学校の名称を白金の丘中学校に改めてございます。

なお、最後の(付則)につきましては、平成27年4月1日から施行するとしてございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。規則の新旧対照表でございます。下段が現行、上段が改正案となっております。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○永山委員 そもそもですが、一貫校なのにどうして小学校単位とか中学校単位の対象の条例になってしまうのでしょうか。一貫校なので、小学校、中学校と分けずに一貫校で一つというわけにはいかないのでしょうか。

○小島委員 まだ、法律で一貫校は認められてないので、やはり小学校、中学校でやらないといけないのではないのでしょうか。

○永山委員 そうなのですか。

○教育長 先ほど指導室長から説明しましたように、小中一貫校というのは、文科省の教育課程特例校の認可を受けてやっているわけで、条例上は何何小学校、何何中学校という形での規定の仕方しか、現在のところではできないのです。

それで、規則で小中一貫教育校という名称は、こういう形で使うということでやっているわけですから、条例上の小学校の通学区域というのは、それぞれ現段階では個別に定めるほかないということで、これは先ほどの条例上の名称と規則での一貫教育校としての名称という関係と同じ理由で、こういう形で規定されるということでご理解いただきたいと思います。

○綱川委員長 では、私から質問ですが、4月1日に通学区域を施行しますと、それまでに学校希望選択は、今年の11月ぐらいにとりますよね。そのときはどういう扱いですか。それを前提とし

てやるのでしょうか。というのは、先ほどお話がありましたが小学校の近接校の問題があります。来年4月に入学する子につきましては、神応小学校の子は三光小学校の学区の近接校には行けないのかということがちょっと気になり質問させていただきたいと思います。

○学務課長 これについては、本日これが決定しました後、要綱改正をさせていただく予定です。学校選択希望制の実施要綱と指定校変更の申し立てについての要綱を改正すれば、可能となります。

○綱川委員長 ということは、新しい学区制度を準用するという形で行うととらえてよろしいわけですね。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。

○綱川委員長 わかりました。ほかにございますでしょうか。

○小島委員 ということは、白金の丘学園小学校へ応募できる範囲が広がるのでしょうか。地図を見ないとよくわからないのですが、白金の丘小学校へ選択希望で来られる子どもも多くなる。ということですか。それはいいことですね。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。今まで神応小学校あるいは三光小学校のどちらかにしか行けない方がいらっしゃいましたが、どちらも一貫校に行けるということになります。

○綱川委員長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第52号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 ご異議がないようですので、議案第52号については原案どおり可決することと決定いたしました。

2 議案第50号 港区学校教育推進計画策定方針（案）について

○綱川委員長 次に、議案第50号港区学校教育推進計画策定方針（案）について。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、資料ナンバー2をご覧ください。議案第50号 港区学校教育推進計画策定方針（案）についてご説明いたします。

1枚おめくりください。港区学校教育推進計画策定方針（案）でございます。1、学校教育を取り巻く現状でございますけれども、国等の状況です。こちらのほうは、国が現在、さまざまな我が国を取り巻く教育状況を回避するために、平成25年6月に第2期教育振興基本計画を策定し、方向性を打ち出しております。また、平成25年5月に施行されたいじめ防止対策推進法につきましても、さまざまな取り組みについて示されております。また、平成25年12月には、グローバル化に対応した英語教育改革実施計画が示されております。さらに、平成28年度には、急速に進むグローバル化に対応するため、小中学校の学習指導要領を全面改定し、東京オリンピック、パラリンピック競技大会が開催される平成32年度からの全面実施を目指しております。

港区の状況でございます。港区は、平成26年度までの3年間を計画素案とした港区教育プラン

を策定し、教育の充実に取り組んでまいりました。東京都心に位置する港区は、社会経済状況の影響を強く受ける傾向があります。平成26年3月の港区の人口推計によれば、年少人口の増加は著しく、平成32年度には、平成26年度比で25%程度の人口比が見込まれることから、その対応が求められております。

また、人口の1割を外国人が占める地域特性に加え、国家戦略特区の規制緩和による外国人住民の増加が予想されることから、さまざまな施策を推進する必要があります。

さらに、首都直下地震の発生が近い将来予想されるが、港区においても教育課程に、例えば地域防災訓練を推進するなど、地域の安全安心の拠点となる学校づくりに取り組むため、地域等の状況より強化していく必要がございます。

2の学校教育推進計画の策定の基本的な考え方でございます。(1)の学校教育推進計画の担うべき役割、策定の必要性です。

区は、これまで港区教育振興プランに基づき学校教育を推進してきました。社会状況の急速な変動に伴う教育行政を取り巻く環境が大きく変化していく中、より先進的、発展的な教育施策を推進していくため、平成27年度からの10年間を見据えて現在、港区教育ビジョンを策定しております。

これは、区民ニーズやこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、港区の学区教育のさらなる充実、発展に向け、具体的な施策や事業の立案と着実な推進目的とした港区教育推進計画を策定いたします。

学校教育推進計画策定の方向性でございます。これまで取り組んできた施策や事業の成果、国や港区における課題を踏まえ、教育ビジョンが示す学びの循環の中に学校教育を位置づけ、ビジョンの基本的方向性である徳・知・体を育む学び、生き抜く力を育む学び、地域社会で支えあう学びを実現させるために計画として策定いたします。

策定の方向性は、以下のとおりです。一つ目が、子どもたち安全で安心して過ごすことができ、学ぶことの楽しさにあふれる学校づくりということです。最初のほうに素案を記載しております。充実した学びの保障により、一人一人の子どもが安全で安心して過ごすことができ、学ぶことが喜びと感じる特色ある学校づくりを目指します。以下のほうに、さまざまな推進する内容を記載してございます。

3ページ目をご覧ください。二つ目が、港区らしい特色を備えた質の高い教育の推進による豊かな心と確かな学力、健やかな成長を育む環境づくりでございます。「徳・知・体」を育み、子どもの個性と創造力を伸ばす、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな教育を展開いたします。

命を大切に、他人を思いやる豊かな心の育成、基礎的な学力の定着と論理的な思考力等の養成、基本的な生活習慣の確立と健康な体づくりを目指し、一人ひとりの健やかな成長を育む教育に取り組みます。以下に、項目を記載しております。

三つ目です。家庭・地域との緊密な連携協力による、地域に愛され、開かれた学校づくりです。家庭、学校、地域及び関係機関との緊密な連携教育のもと、それぞれが持つ力を生かし、役割と責

任を果たすことで、地域に愛され、開かれた学校づくりを目指します。以下に、項目を記載しております。

3の学校教育の推進計画の策定に当たってでございます。計画の位置付けです。本計画は、港区教育ビジョンや港区基本構想を踏まえ、港区基本計画、港区実施計画の内容と整合性を図りながら、学校教育の推進における基本的な考え方や施策を示すものです。

計画案でございます。平成27年度から平成32年度までの6年間の計画とし、中間年となる平成29年度に見直しを行います。

4ページ目をご覧ください。策定の体制でございます。計画の策定に当たりましては、学校教育の推進に関して様々な視点から幅広いご意見をいただくため、港区教育ビジョン会議の委員である有識者や教育関係団体の代表者、学校長、公募区民等で構成する学校教育分科会を設置いたします。

また、庁内における横断的な政策の展開を図るため、関連する区長部局を含めた庁内検討組織、港区教育ビジョン推進本部による港区教育ビジョン推進本部幹事会及び学校教育部会を設置いたします。

策定のスケジュールでございます。こちらの策定方針の決定は、平成26年6月を目指しております。港区学校教育推進計画素案の決定でございますが、平成26年10月でございます。パブリックコメントの実施は、平成26年11月から12月に行います。学校教育推進計画の決定につきましては、平成27年2月を目途としております。

この計画の周知方法ですけれども、港区ホームページに計画前文を掲載いたします。また、広報みなどに計画策定の報告を掲載いたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対して、ご質問等ございますでしょうか。

○澤委員 今回の港区教育ビジョンの全体の中に、各分科会で、それぞれの教育の柱について、具体的な取組と実際の実施計画を策定する中で、この学校教育推進計画は、当然、非常に重要な柱の一つで、今、課長から説明をもらって、なかなかよくまとまっているなと思いました。

私も、国際化の社会の中でどう生きるかということが、非常に重要な一つの視点かなと思います。それは、港区らしい特色を備えた質の高い教育の推進の柱ではあるのですが、もう一つ、日本の伝統とかそういうことも盛り込まなくていいのかと思います。これは、特にどうしてもということではないのですけども。

○綱川委員長 国際化には、日本の伝統を知ることが大事だろうという意味ですよね。自分の国のことを知らないで、他国の人には語れないだろうと。

○澤委員 まさにそのとおりです。自分の国のことを知らないで、他国の人には語れないだろうと。互いに理解するためには。

○小島委員 この議案は学校教育推進計画なのですが、その後に生涯学習に関する推進計画、それから都の文化財に関する基本計画等が続いているわけですが、復習になるのかもしれませんが、港区の教育ビジョンの中のそれぞれ1項目だったのでしょいか。この港区学校教育推進計画と

いうものの位置付けは教育ビジョンの中の一つでしたか。

○教育政策担当課長 教育ビジョンは10年を見据えた教育の理念として作成いたします。それに基づいて6年間の各個別計画を策定いたします。個別計画につきましては、区の基本計画・実施計画と整合性や調整を図っていく位置づけになっております。

○永山委員 通常、私が認識しているのは「知・徳・体」という順位のような気はするのですが、こういう順番になっているのでしょうか。

○教育政策担当課長 こちらの教育ビジョンを策定する際に策定方針の中でご審議いただいた内容です。港区は特に「徳・知・体」と、まずは知識よりも先に徳ということで、教育ビジョン会議の中でもさまざまなご意見をいただいた中で決定したものでございます。

○小島委員 文部科学省とか東京都の教育は「徳・知・体」とありましたか。

○教育長 国の方針あるいは東京都の方針に限らず、一般的には「知・徳・体」ということで言っていました。ですから、通常言われている「知・徳・体」でも構わないのですが、やはり3つでどれが一番大事かということはなかなか難しいわけですが、教育ビジョンの策定方針をつくる時に我々で検討して確かに「知・徳・体」という形で一般的には言われているわけですが、港区としては健やかな心の成長、これがまず重要ではないかということで、あえて一般になじみのない言い表し方ではありますが、「徳・知・体」で行きましょうということになりました。

ビジョン会議でもそのことについて、通常は「知・徳・体」と言うのではないかと。なぜ、順番を入れかえて言うのですか、ということが委員さんの中での質問が出たと聞いております。説明をしていく中で、それは一つの考え方ということで「徳・知・体」という言い方でまいりましょうということでした。

いずれにしても、どれが重要でどれが重要でないということはないとは思いますが、その中でやはり最初に来るのは子どもの健やかな心の成長、人権教育を初めとするそうした心「徳」の部分が大事ではないかということで、こういう並べ方で行こうとビジョン会議の中でもそうなったと私は聞いています。

○小島委員 確かに永山委員のおっしゃるようにちょっと違和感がないでもないし、「徳」というものに対する世間一般的な評価が今、教育長がおっしゃったように本当にいじめ防止、それから人権尊重と、そういう点からこれが大事なのだよという観点からいきますと「徳」が一番先に来て、なるほどということですね。

ただ、今までの世間一般的な考えから行くと「徳」というと、何となく「道徳教育」と思ってしまい、道徳教育遵守で「徳」が一番先に来るのかなという考えのそういう反応も出てくるので、「徳・知・体」にしたことについての説明が今、教育長から出てきた人権尊重、いじめ防止、その他やはり基本的な心の健やかな成長が一番大事なんだということを十分に説明しないと、何となく違和感があるのかなという気はします。

○教育長 そうですね。ですから、今後これで行くとしても、それを言うたびに説明をしないと、どうしてかという質問が出てくると思います。言葉を使うほうがいいのでしょうかね。

○澤委員 私も小島委員と似たような意見です。やはり長い歴史の中で、人間にとって今まで積み重ねてきた「知」というのが一番大事で、「知」があって「徳」があるのだらうと思います。人間が積み重ねてきたいろいろな知恵を学ぶということが、まず第一の基本ではないかと。

テンポラリーに今の世の中の情勢で「徳・知・体」という、ウエートのつけ方はわかりますが、基本は「知・徳・体」なのかと思います。

○教育長 3人の委員からそういうご意見もいただきましたけれど、さらに検討して、またビジョン会議のほうへそういうご意見がありましたとお伝えをします。

○澤委員 今の世の中の情勢からすると、港区として、まず「徳」を優先するという説明なのだらうと思いますけれど。

○綱川委員長 今、澤委員がおっしゃったように「知」というところが「知恵」というふうにとっていただければいいのですが、そこが「知識偏重」と世間で言われていて、やはりおっしゃっていたように今までの慣用句みたいに言われていたことを直すからには、それをあえてこうやるには、それなりの覚悟と説明が必要です。

小島委員が言われたように「道德教育」ということが今、騒がれているというか、世間で言われている中で、あえて「徳」を先に持ってくるとそういうことの流れと迎合といたらおかしいですが、そちらへ流されるのかとかそういうことになると思いますので、十分にご検討いただきたいと思います。

○教育長 さらに検討をさせていただきたいと思います。

○綱川委員長 わかりました。よろしくをお願いします。

あと一つ、6月にアンケートをやっていますが、この策定の方針とアンケートの結果の整合性はどのようにかかわってくるのでしょうか。

○教育政策担当課長 アンケートの結果につきましては、この策定方針に基づいて6月末に集まりますので、これからの分科会、専門部会の中で、各計画にアンケートの内容を落とし込んで策定してまいります。

○綱川委員長 これはあくまでも方針で、区民からのアンケートの内容については落とし込むと、参考にしながらということですね。

○教育政策担当課長 はい、そのとおりでございます。

それでは、第50号につきまして、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議案第50号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 ご異議がないようですので、議案第50号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第53号 港区生涯学習推進計画改定方針（案）について

○綱川委員長 次に、日程を戻しまして、議案第53号港区生涯学習推進計画改定方針（案）につ

いて。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第53号港区生涯学習推進計画改定方針（案）についてでございます。

議案の資料ナンバーの5をご覧ください。恐れ入ります、ページをおめくりください。

港区生涯学習推進計画の改定方針（案）でございます。改定の方針（案）は、3章立てになっております。

1で、生涯学習を取り巻く現状を述べております。国の状況、港区の状況を述べております。2番目で、生涯学習推進計画改定の基本的な考え方として、改定の必要性ですとか改定の方向性などを述べております。また、3ページの3番目になりますが、生涯学習推進計画の改定に当たってということで、計画の位置付け・期間・体制などを落とし込んでございます。

それでは、まず生涯学習を取り巻く現状でございます。1ページでございます。

国の状況でございます。

教育基本法制定の昭和22年から半世紀以上が経過し、その中で国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ国際社会の平和と発展に貢献できるよう、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにするため、平成18年に教育基本法が改正をされました。

この新たな教育基本法の中で、生涯学習の理念である第3条が規定をされました。その理念は、「国民一人一人が自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図らなければならない」と明記がされました。

2番、港区の状況でございます。

平成11年度に港区生涯学習推進計画を策定し、生涯学習に関する施策を展開してきたところで、この計画で掲げられました区民参加・区民協働という考え方は、現在の区民参画と区民協働に結びついているものと考えられます。

平成18年度に区民参画・区民協働を柱としまして、地域の課題を地域で解決することを目的に区役所・支所改革が行われました。この区役所・支所改革によりまして、地域の課題解決のためのさまざまな地域事業が展開されております。「チャレンジコミュニティ大学」「ベイエリア・パワーアッププロジェクト」等の生涯学習の要素がある取組も進められているところでございます。また、港区の特徴として最先端の研究を担う大学の研究機関、企業、NPO法人など多様な学習資源が存在していることが挙げられます。

次に、生涯学習推進計画改定の基本的な考え方です。

まず、一番目で、担うべき役割の改定の必要性です。

区は、これまで平成11年度に策定した生涯学習推進計画に基づき、施策に取り組んできたところです。計画策定から15年目を迎え、この間に変化した社会環境や区の状況を踏まえた計画に改める必要があるものとしております。

2 ページ目をご覧ください。

また、今後の新しい教育の基本理念や方向性を明らかにしました。港区教育ビジョンの策定を経て、生涯にわたって学ぶための機会の充実や体制の整備に取り組む必要があります。こうしたことから、港区教育ビジョンの基本理念や方向性、社会環境の変化に対応した港区生涯学習推進計画として改定するものでございます。

2 番目としまして、生涯学習推進計画の改定の方向性です。

改定の方向性としましては、改定に当たりまして港区教育ビジョンで掲げられた基本的な方向性のうち、生涯を通じた学び、地域社会で支え合う学びを中心として、以下のように重視すべき方向性を示しております。

方向性としましては、4 点ございます。

まず、1 点目が、だれでもいつでもどこでも学べる環境づくりです。学ぶことは、これは個人に着目したものでございます。年齢や心身の状況に関らず、誰もがみずからの意思によって学べる環境が必要です。最先端の研究を担う大学や研究機関、企業、NPO 法人の多様な学習資源や ICT を積極的に活用し、区民一人ひとりが生涯にわたって学び続けることや学び直し等の機会の充実、体制の整備に取り組むものです。

2 点目としましては、学びの成果を生かす場や機会の充実です。

こちらのほうは、個人から他者へ成果を伝えることに着目しております。学んだ成果を誰かに伝え学びを共有する機会があることは、学ぶことの目的がさらに明確となり学習意欲を高めることになります。平成 25 年度に実施した生涯学習に関する基礎調査では、成果を生かしてという積極的な意欲も確認されております。このような学べる環境だけではなく、学習成果を生かす場や機会の充実をさせるものです。

3 点目は、学びの循環の仕組みづくりです。

個人で学び、個人から他者へ伝える、これをさらに進めるものです。生涯学習を通じて取得した学びの成果を地域社会で役立て、地域社会に参加する区民が課題を解決するため、学びの場へ参加することで学びの循環が生まれます。こうした学びの循環の仕組みづくりを推進するものです。

3 ページ目をご覧ください。

学校・家庭・地域のつながりを築くネットワークづくりです。生涯学習の推進に向けてさまざまな機関が、よりよいパートナーシップを生むことを相互に連携して取り組み、ネットワークを整備するものでございます。以上、4 点の方向性に基づいて改定に当たるものでございます。

3 番の推進計画の改定に当たってでございますが、位置付け・計画期間・改定体制・改定スケジュール・周知方法につきましては、先ほどの学校教育推進計画と同様でございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

○澤委員 これ全体を読むのはなかなか難しいと思うのですが、いいことが書いてあります。特に、私が思っていることのの一つは、2 ページ目の一番下の段落で「習得した知識や経験を、次代

を担う子どもたちに伝えること、異なる世代と相互に共有する」と。この点は、社会がこれまでの知恵を積み上げて発展するためには、すごく大事なことだと思います。

そうは言っても、現実には実際に現役で働いている世代の方はなかなか難しいです。そうすると、人生のO.B.の方の力をどうやって港区として活用するかという視点が、1つ欲しいと思います。

それはすごく大事なことで、我々も現役時代は、現実にはほとんどできませんでした。「チャレンジコミュニティ大学」に参加している区民の方が結構多いと聞きました。自分としても何か役に立ちたいという人材の活用についてもう少しはっきりわかるような表現をどこかにいれてはどうでしょうか。これは全ての世代に共通して言えることなのですから。

幸いにして港区の場合には、高齢者も増えているのでしょうけれども、若いご家族も増えています。それだけに年配の方が生きがいを持ってやっていただけるチャンスはたくさんあると思うので、課長、その辺をご配慮いただければと思います。

○綱川委員長 建築業界でも、「ものづくり」の技術の伝承ということを今は建築士会でやっています。そこにはシニア世代とかシルバー世代とか、あとは会社をリタイアした方がいて、生きがいをどこかに見つけようという方が結構いらっしゃるということで、その人たちを活用する方針・方向で、職場を与えるとか、お金とかそういうのではなく、生きがいを生かせる場をつくってあげようというようなことを考えます。生涯学習で習うだけでなく、教えるということでも役に立つのではないかと思います。

教わるほうだけを今考えているようですが、ぜひ教えるほうの人材の有効活用も検討してほしいです。

○生涯学習推進課長 今回、2点目のところで学びの成果を生かす機会や充実ということで、自分が学んだものを生かせる、成果を発表できる場、伝える場というのを充実することを改定の方向性の柱に据えておりますので、この辺でまた計画のほうを充実させていきたいと思っております。

○綱川委員長 港区では「まなび屋」というものがあります。区民の人たちで教えるシステムをつくっていますね。

それでは、採決に入ります。

議案第53号について、原案どおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 ご異議がないようですので、議案第53号については、原案どおり可決ということに決定いたしました。

6 議案第54号 港区スポーツ推進計画改定方針(案)について

○綱川委員長 続きまして、議案第54号港区スポーツ推進計画改定方針(案)について。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第54号「港区スポーツ推進計画改定方針(案)について」でございます。

議案の資料ナンバーの6をご覧ください。恐れ入ります、ページをおめくりください。

港区スポーツ推進計画の改定方針（案）です。こちらも章立ては、1番で現状を述べまして、2番で改定の必要性・方向性、3番目で体制等を記載してございます。

まず、スポーツを取り巻く現状でございます。

国の状況です。

国は、昭和36年のスポーツ振興法から、スポーツをめぐる状況が大きく変化したことを踏まえまして、スポーツ立国の実現を目指して、平成23年8月にスポーツ基本法を施行しております。その後、平成24年3月にスポーツ基本計画を策定している状況です。

東京都におきましては、平成25年3月に東京都スポーツ推進計画を策定し、その前年に策定をしました東京都障害者スポーツ振興計画と相互に連動させ、スポーツ施策を一層推進しております。港区の状況です。

区では、スポーツの基本的な方向を定めた初の計画として、平成24年3月に港区スポーツ推進計画を策定いたしました。策定後、平成25年9月から10月にかけて港区スポーツセンターで、なぎなた競技大会が開催されました。また、平成26年12月には新スポーツセンターが開設され、区のスポーツ施設の中心的な役割を担うことが期待されております。また、港区には大企業の本社企業やプロスポーツチームなどのスポーツ資源もあり、こうした特性を生かしてスポーツ関係機関企業チームやプロスポーツチーム等と連携し、スポーツ推進の取り組みを強化していくことも考えられてございます。

2番、スポーツ推進計画の改定の基本的な考え方です。

まず、改定の必要性としまして、これまでスポーツ推進計画に基づき施策の推進に取り組んできたところですが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などにより、みずからの可能性への挑戦、トップアスリートを間近に観る、またボランティアとして運営に携わるなど、さまざまな立場でスポーツにかかわる機会がふえることが見込まれております。また、今後の新しい教育の基本理念や方向性を明らかにした港区教育ビジョンの策定を受けて、生涯にわたってスポーツに親しむ機会の充実や体制の整備に取り組む必要があります。

こうしたことから、港区スポーツ推進計画は、これまでの取組を基本に据えつつ、港区教育ビジョンの基本理念や方向性、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、区が目指す「みんなではぐくむスポーツ文化都市みなど」を実現するための目標と道筋を示す計画として改定をするものです。

二番目の改定の方向性です。改定の方向性としてしましては、スポーツ推進計画に当たり、港区教育ビジョンの基本的方向性として掲げられた「生涯を通じた学び」「地域社会で支え合う学び」を中心として、以下のように方向性を示しております。

方向性は、4点ございます。

まず1点目が、ライフステージに応じたスポーツ活動の促進です。

子どもから大人まで、障害のある人もない人も、誰もが身近な場所でスポーツに親しみながら生

涯を通じて、それぞれの競技や目的に応じてスポーツを楽しむことができるよう、ライフステージに応じた多様なスポーツ施策を展開するものです。スポーツ施設の整備に加え、学校体育施設の開放、さまざまなスポーツ活動の場を充実するものです。

2点目は、地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりです。

総合型地域スポーツ文化クラブなど、地域でスポーツを楽しめる場づくりを支援するほか、スポーツ関係機関やプロスポーツチームと連携して、観戦の機会の拡大やトップアスリートの技術や人間的魅力など地域に還元できる仕組みを構築してまいります。

また、3点目は、スポーツを支える力の育成・支援です。

スポーツ活動を支える指導者の専門知識取得のための支援や、スポーツボランティアなどの育成・支援、組織間の連携の促進などにより多様なスポーツ活動へのニーズに対応し、スポーツ活動を支える人材の育成や体制の整備に取り組むものです。

4点目は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてでございます。

ラグビーワールドカップ2019や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で、世界のトップアスリートの活躍を間近に観ることで、次代を担う子どもたちに夢や感動を与えるとともに、世界の人々との触れ合いや異文化交流等の絶好の機会であり、こうした機会を捉え「する」「みる」「支える」スポーツ活動を重層的に展開をするものです。また、競技大会終了後もレガシーとして継続する仕組みをつくるものです。

3番目、スポーツ推進計画の改定に当たっての計画の位置付け、それから計画の期間・計画の体制・計画改定スケジュールでございます。そちらのほうは学校教育推進計画、生涯学習推進計画と同様でございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議のほど、ご決定くださいますようお願いいたします。

○綱川委員長 ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 今の説明の国等の状況の中で、東京都が障害者スポーツ振興計画を策定してとありますが、港区の場合は、障害を持たれている方にスポーツをやっていただくために、具体的に何かやっていますか。

○生涯学習推進課長 港区では、障害者に特化したスポーツの推進計画というのは、東京都のような形での計画はない状況でございます。この間スポーツの推進の中で、生涯学習のスポーツの推進ということで取り組んできました。これまで、スポーツふれあい文化健康財団が主催する「障害者スポーツの集い」など実施してきたところではございます。

今後、オリンピック・パラリンピックを見据えまして、障害者スポーツをさらに皆さんに知っていただく、理解していただくために今回、先生方にご出席いただきました「スペシャルオリンピック日本」などを通じて、さらに障害者のスポーツを理解していただくですとか、また、障害者のスポーツ「ブラインドサッカー」などいろいろな種目がございます。そうしたところも、これからいろいろ連携して取り組み、区民の皆さんに見ていただく、理解していただくという取り組みを進めていきたいと思っております。

○澤委員 そういう大きな策定方針とかはないけれど、具体的には、障害者の方がスポーツをするために、支援などをやっているんですね。そうであれば、今後の考え方の中にそういうことを少し入れたほうがいいのではないかと思います。

○生涯学習推進課長 ライフステージに応じたスポーツ活動の中で、子どもから大人までということ、あと障害のある方もない方もということで、皆さんができるような形でということでございます。

また、さらに3点目のところの支えるというところで、スポーツボランティアという形で障害者スポーツなども理解していただく人材の育成や障害者スポーツ指導員の資格取得など、そういったところも個別の施策として打ち出していきたいと考えております。

○綱川委員長 私も前に参加させていただきましたが、港区スポーツ運営協議会というのがありまして、そこには必ず心身障害者（児）団体連合会の方が代表として出席されていて、ご意見を伺ったりしています。積極的に連携をとっているということを書いておいたほうがいいと思います。

○生涯学習推進課長 障害者団体を代表される方から、スポーツ運営協議会の場で、現状ですとか、これからの展開ですとか、そういったところのご意見もお聞きしております。

○澤委員 今、委員長が言われたような障害者の方との連携とかそういうことも入れたほうがいいのではないですか。全体の数としては多分そんなに多くはないのしょうけれども、学校教育の中でも特別支援教育を非常に重視していますので、意見です。

○綱川委員長 それでは、採決に入りたいと思います。

議案第54号について、原案どおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 ご異議がないようですので、議案第54号については、原案どおり可決することに決定いたします。

7 議案第55号 港区立図書館基本計画改定方針（案）について

○綱川委員長 次に、議案第55号港区立図書館基本計画改定方針（案）について。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 議案第55号港区立図書館基本計画改定方針（案）につきまして、議案資料ナンバー7を使いましてご説明をさせていただきます。

1 ページ目、図書館を取り巻く状況、改定方針の文書構成については、他の個別計画の改定方針と同様となっております。

まず、国等の状況でございます。

2 行目、平成24年に図書館の設置及び運営上の望ましい基準が改正されまして、その下の段にあります。学習成果を活用できる機会の提供や地域課題解決支援といったサービスのほか、管理運営体制の強化が示されてございます。

(2) としまして、港区の状況です。

平成26年6月現在、港区立図書館は、みなと図書館を中央館とした他の4つの地域館を設置しているということを記載してございます。中ほどは、図書館が現在行っているサービスを記載してございます。

2ページに移ります。

上から3行目のところにつきまして、港区の状況としまして、指定管理者制度の導入について触れてございます。

続いて、2の基本計画改定の基本的な考え方でございます。

(2)の港区立図書館基本計画の改定の方向性ということで、ビジョンの基本的方向性である「生涯を通じた学び」「地域で支え合う学び」を実現するため、計画を改定するというところで立案を踏まえた改定であることを、ここでうたってございます。

個別の改定の方向性でございます。

生涯を通じた本や情報に接する機会の提供でございますが、先ほど1ページでありました国の基準の改定にあわせた学習機会の提供、これについて学習成果を活用できる機会の提供について前段で触れておまして、4行目以降については学校図書館との連携について、このところで検討していく予定としてございます。

続いて、多様な人材・機関・場を結び合わせる知的ネットワークの構築です。

これにつきましては、図書館を利用される方、またさまざまな機関等を、図書館を中心としたネットワークを構築していく方法策について検討していく予定としてございます。

3ページに移りまして、社会変化や地域特性を踏まえたサービスの向上でございます。こちらについては、図書館の基本的なサービスについて検討していくこととしてございます。

まず、図書館の蔵書や視聴覚資料を踏まえた蔵書数、また外国資料数、それと高齢者や障害者サービス、本を読むことが困難な方や来館できない方に対するサービスについて、また現在やっております電子書籍を利用したサービスや図書資料のデジタル化について、このところで検討していただく予定としてございます。

続きまして、情報資源を活用した他機関との連携ということでございます。

今回の計画改定に当たりまして、現行の計画以上に区長部局と連携を図ってやることとなってございますので、その趣旨を踏まえまして、今度図書館が他の機関と連携をしていく、要は図書館側が出ていくイメージのところについて、このところで検討していただく予定としてございます。

最後に、新しい視点からの管理運営体制ということでございます。

前段に区の状況で出てまいりました中央館・地域館、また指定管理者制度などについて、今後の社会状況の変化等を見据えて、このところで管理運営体制を検討していくこととしてございます。

続きまして、4ページに移ります。港区立基本計画(案)に当たってでございます。

3番の(1)の下から2行目のところで「なお、」以降でございますが、「今回、教育ビジョンのもとに改定される教育に関する計画は、どれも推進計画にあることから、計画の名称変更についても検討します」ということで、先般行われましたビジョン会議の中で、委員の中から「図書館だけ

が基本計画となっているということは、基本計画を踏まえて新たに推進計画をつくるのですか」というご意見をいただきまして、この基本計画を推進計画に変えていくということで、名称についても分科会のほうへ図ってご相談させていただくということとなっていますので、名称についても検討することとなっております。

(2)(3)(4)(5)については、他の個別計画と同様でございます。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○ 綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

それでは、採決に入りたいと思います。

議案第55号について、原案どおり可決することにご異議はありませんか。

(異議なし)

○ 綱川委員長 ご異議がないようですので、議案第55号については、原案どおり可決ということと決定いたしました。

8 議案第56号 港区子ども読書活動推進計画改定方針(案)について

○ 綱川委員長 次に、議案第56号港区子ども読書活動推進計画改定方針(案)について。図書・文化財課長、ご説明をお願いします。

○ 図書・文化財課長 議案第56号港区子ども読書活動推進計画改定方針(案)につきまして、議案資料ナンバー8を使いましてご説明をさせていただきます。

まず、1枚めくりまして、1ページ目からになります。

国等の状況、港区の状況でございます。

港区におきましては、リーディング・アドバイザー・スタッフ等の配置を進め、先進的な取り組みを行っているということを、この港区の現状の中で触れてございます。

続きまして、2ページに参ります。

子ども読書活動推進計画改定の基本的な考え方で、(2)のところ、先ほど議論に出ておりました子ども読書活動推進計画につきましては「徳・知・体」を育む学び、「生き抜く力」を育む学びを、読書を通じて具現化するための計画として改定しますということで、教育ビジョンを踏まえて子ども読書活動推進計画も改定していくことを、ここのところでうたっております。

具体的な検討内容でございます。

まず、多様な取り組みの主体との連携、施策の展開ということでございまして、現行の第2次子ども読書活動推進計画が図書館中心でつくられておりましたので、先ほども述べました今回の区長部局との連携を、前回の計画策定時に比べてはるかに強力で押し進めております。そういったことも踏まえて各セクターとの多様な連携を図りながら、子どもの読書の推進についてどのようなことができるかを、ここで検討してまいる予定としてございます。

続きまして、区立図書館における支援体制の構築ですが、子どもの読書の推進に当たりまして、区立図書館でどのような支援ができるかについて、ここのところで検討してまいります。

続きまして、学校図書館の充実と区立図書館による支援の確立ということで、このところで司書教諭やRAS等の学校図書館関係者との連携、また各港区立の幼稚園・小中学校で行われております読書活動などの取り組みについても、このところで触れる予定としてございます。また、今回の子ども読書活動推進計画の委員の中には学校の校長先生にも入っていただいておりますので、学校の取り組みなどもこのところでご検討いただきたいと思いますと考えてございます。

続きまして、3ページです。

子どもの発達段階に応じた細やかな取り組みということで、子どもの発達段階に応じまして、「おはなし会」、また中高生に対しては、この改定に当たりまして、文化・スポーツといった領域とも連動させた新たな枠組みができないか、検討してまいる予定としてございます。

次の、自然に本と触れ合う環境の形成です。

このイメージ、ここでの検討内容は、図書館や学校図書館だけではなく、その他の場所においても、子どもが本に触れられる場所の提供ができないかというようなことで、児童館などをイメージした本と触れ合う環境の形成について検討していく予定としてございます。

続いて、3ページの子ども読書活動推進計画改定に当たっては、(1)計画の位置づけのところでございますが、本計画は、子ども読書法に基づく計画とします。今回の改定における取組の主体の範囲の拡大も、文部科学省が示す第3次計画とも合致するというような位置づけとします。(2)の計画期間、(3)の改定体制、(4)の改定スケジュール、(5)の計画の周知方法については、他の個別計画と同様でございます。

以上、簡単ですが、ご説明をさせていただきます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 2ページ目、区立図書館による支援体制の構築ということで、毎月の活動で図書館が出前サービスのようなのをやっているということで、図書館が、外に向かって開けたというイメージを持っていたのですが、ここではさらに踏み込んで「図書館で養成したボランティアが」ということが書いてあります。

現在はどんな状況ですか。どういう人材を養成しているのですか。

○図書・文化財課長 まず、児童向けの読み聞かせボランティアということで、養成講座等を図書館で開催し養成しております。視覚障害者の方へのリーディングのボランティア、はがきを読んであげたりするボランティアの方も図書館の中で養成しております。そういう方の派遣は現在も事業として行われているところです。その辺の実績も踏まえまして検討していくこととしてございます。

○澤委員 現状では、それは指定管理者に任せているということですか。

○図書・文化財課長 指定管理者が読み聞かせなどに行く訪問図書館サービスという中で、区の職員が行くこともありますし指定管理者が行くこともあります。それだけでは今の事業になかなか追いつかない面もございまして、ボランティアの方を養成してボランティアの方の活動の場として、ボランティアの方に行っていただくということを今現在やっております。

○澤委員 養成自体も各図書館でやっていて、その各図書館というのはほとんど指定管理者が運営しているわけですが、指定管理者が養成しているということになるのですか。

○図書・文化財課長 今現在のやり方ですと、みなと図書館が中央館機能ということで区の職員がおりますので、指定管理者はそのお手伝いはしますが、基本的な段取りは全て中央館機能という形でみなと図書館が組んでおります。

○綱川委員長 指定管理者の独自事業でなくて、港区教育委員会として図書館がやっているということですね。

○図書・文化財課長 はい。そのとおりでございます。

○教育長 多様な取り組みの主体と連携した展開ということで、私、東京都立図書館協議会の委員になっておりますが、東京都立図書館は、区市町村立の図書館と連携を図っていききたいということを随分言っています。そういう意味で、家庭・学校・地域・民間団体との多様なセクターとの連携という中で、東京都立図書館との連携という記述をしてもいいのではないかと思います。現在その辺の連携というのは行われていると理解していいですか。

○図書・文化財課長 都立中央図書館は港区内の有栖川公園にございまして、地元ということもございしますが、本の貸し借りは当然やっているとございしますが、都立中央図書館でやるレファレンスの講座などに区の職員や図書司書が出向くような形ではやっております。委員おっしゃるとおり、もう少し都立中央図書館との連携方策について検討してまいりたいと思います。

○教育長 東京都立図書館は、かなり子どもの読書離れということに危機感を持っていて、副教材とか推薦図書とかいろいろなものをつくって学校にも配付したりしていると思うのです。ですから、読書活動という観点から、先ほどの図書館計画でなくて、この段階で記述をしていくほうがいいのかと思いますので、それは検討してください。

○図書・文化財課長 多様な取り組みの主体とも連携、施策の展開の中で、都立中央図書館との連携について検討してまいりたいと思っております。

○小島委員 読書感想文についてですが、かつてはよく読書感想文が小学校・中学校でありました。最近感想文を書かせると、かえって本を読まなくなってしまうようなこともあるらしいのです。現在、子どもの読書活動と読書感想文は、どんな関係にあるのでしょうか。

○図書・文化財課長 今回、学校のほうにもどのような読書活動をやられているかということで、指導室を通じて意見を聞いてございます。また、委員の中に小学校の校長先生や図書館にかかわる方にも入っていただいておりますので、委員がお尋ねの図書と読書感想文の関係などについてもご意見を伺って、どのようになっているか研究してまいりたいと思います。

また、今、読書記録というものが盛んに新聞報道されていまして、前回の議会の中でも報じられましたが、通帳をつくって読んだ本のページ数を貯金のような形でやる方法などについても検討して、学校にどのような読書の進め方がいいのか聞いてまいるようになるかと考えてございます。

○綱川委員長 委員会に司書教諭が入っているのですね。

○図書・文化財課長 小学校の校長先生が入っています。

○綱川委員長 校長先生が入っているんですね。

○図書・文化財課長 はい。委員長は司書教諭です。

○綱川委員長 学校とも積極的に連携していかないと、というところだと思います。学校も「朝読書」をやっていて一生懸命子どもたちに本を読ませようとしているようでございます。図書館も、団体貸し出しとかやっていますよね。

○図書・文化財課長 はい。

○綱川委員長 それでは、採決に入ります。

議案第56号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○綱川委員長 ご異議がないようですので、議案第56号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

第3 協議事項

1 平成26年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

○綱川委員長 次に、日程第3、協議事項に入ります。

平成26年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、平成26年度に実施いたします港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、ご説明いたします。

資料ナンバー1でございます。

初めに、目的でございます。

教育に関する事務の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づきまして、執行状況の点検・評価を行い、その結果を区民に公表することにより、区民への説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施しております。

評価の対象でございます。2ページをご覧ください。

今年度実施する点検・評価につきましては、昨年度と同様に教育振興プランに掲げます6つの基本方針と、その方針に基づく16の施策の柱からテーマを取り上げて実施してまいります。青い字は、昨年度実施したところでございます。

昨年度の詳細につきましては、3ページでございます。

国際社会に対応する教育の推進と生涯学習の学びの分野に加えまして、区の重点施策でございます小中一貫教育の推進にスポットを当てて実施してございます。

4ページの、今年度の実施でございます。

現在、区では基本計画を初めとしまして、平成27年度からの具体的な施策推進のための各分野

別計画の改定に取り組んでございます。教育におきましても新たに教育ビジョンの策定を初め、学校教育、生涯学習、スポーツ、図書館に関する各推進計画の策定、改定に取り組んでおります。

こういったことから、今年度につきまして、学校教育分野においては、持続的な学力の向上、みずから学ぶ意欲や資質、能力の育成、子どもの個性と創造力を伸ばす教育の展開など、学校教育の根幹ともいべき魅力ある学校教育の推進を、また生涯学習分野におきましては、昨年度評価していただいた学びに続きまして、もう一つのこの分野の大きな柱でありますスポーツに焦点をあわせたところでございます。

1 ページ目に戻りまして、実施方法でございます。

今年度につきましては、昨年度と同様にテーマとして選定した施策を実現するための平成25年度の実施事業につきまして、目的や内容、実績等に基づいて所管課による自己点検評価を行いますとともに、教育に関して学識経験のある方の意見も聴取することで、より客観性を確保して実施してまいります。なお、今年度のほかには、資料にあるとおり4名の学識経験者に委嘱をしております、5月28日に第1回目の点検・評価会議を開催したところでございます。

今後の予定でございます。

本日の協議を踏まえまして、事業の所管課による自己点検評価を実施いたしまして、その後評価委員とのヒアリング、また評価委員と教育委員の皆さんとの意見交換などを通じまして、10月の教育委員会での決定をめざしていきたいと考えております。

その後、庁議、また区議会区民文教常任委員会への報告を行いまして、ホームページ等を通じて結果を区民に公表してまいります。なお、この結果は、今年度策定の改定を予定しております各推進計画にも反映させてまいります。

説明は、以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はございますでしょうか。

昨年、教育委員との合同会議を、初めて開催していただいたのですが、なるべく早目に先生方と日程調整していただければと思います。やはり現場を見ていただくこともある程度は大事かなと思います。過去の評価を見ますとあまりそういう機会がなさそうなので、できましたら机上だけでなく、現場を見ていただけるような機会を積極的に設けていただいたほうがいいのかと思いますので、よろしくをお願いします。

○小島委員 昨年も話題になったと思うのですが、この教育振興プランの3つの基本方針の施策の中から、魅力ある学校と生涯学習の推進、これを選んで点検評価するということですが、それ以外の内部の点検評価というのはあるのですよね。

○庶務課長 これは教育委員会が実施する点検評価のほかに、区として実施します各事務事業の評価等がございまして、で、今年度は初めて区として政策の評価をするということを今進めております。そちらもございまして、さまざまな角度からこの教育委員会が行っている政策について、区として評価する年となっております。

○小島委員 資料ナンバー1では、ある一部分を抽出して、外部の評価委員にも評価してもらって

評価をつくるということですよ。今の話ですと、それ以外のいろいろな施策についての点検評価というのは、従前教育委員会として各課がやって、それを公表しているのですよね。それは従来どおりでいいのですか。

○**庶務課長** 区として事務事業評価というのは以前からやっておりましたので、まず予算項目に関する事業を抽出しまして、それを事業評価する一次から二次、さらに外部の方を入れた三次評価までしたものを、最終的には公表していたところでございます。これは以前からやられていたものでございます。それは今年度も実施いたしますし、加えまして区として政策を評価するというようなことは、今回初めてということでございます。

○**綱川委員長** 協議事項でございますので、この評価・対応についてもご意見がありましたら、項目とか、何でこれを抽出したのかとかいうこともあると思います。あと重要な項目が他にもあるんじゃないかというようなご意見がございましたら、今いただければと思います。

○**澤委員** 今、委員長が言われたように、4ページ目で評価対象は4テーマの赤字の項目で、青字は昨年度ということでした。評価対象を選んだ考え方はどういうことですか。

○**庶務課長** 結局、個別事業で評価していくときに、評価に適した事業かどうかというところを検討し、具体的成果を求めるものでない進捗管理とかそういった事業については評価の対象からは外させていただいてございます。それと関連する事業がございまして、そこはここに括弧で「含む」という言い方をしておりますけれども、1つの項目に複数の事業の要素を入れることによって、より評価が適切に、また効果的になるような形での整理をしたというところがございます。

ということで、複数の事業を含むことで、できるだけ多くの事業の評価ができるような形での整理はさせていただいております。

○**綱川委員長** 提出するにあたっては、庶務課で抽出していったわけですね。

○**庶務課長** もちろん、庶務課を中心に各所管課との協議を経て、ここに出してきたということでございます。

○**綱川委員長** それでは、これについては協議ですので、またご意見がありましたら、庶務課のほうに個別でもよろしいので上げていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、この件は、これで終わりにさせていただきます。

第4 教育長報告事項

1 平成26年度教育委員会の懸案課題について

○**綱川委員長** それでは、日程第4、教育長報告事項に入ります。

1、平成26年度教育委員会の懸案課題について。庶務課長、説明をお願いします。

○**庶務課長** それでは、平成26年度教育委員会の懸案課題について、ご報告いたします。

資料ナンバー2でございます。

各部におきます事業等が地元住民や関係機関の理解が得られないですとか、社会経済情勢の変化や国の政策転換等さまざまな要因で解決が困難であったり、当初計画におくれが生じたり大幅な見

直しを行う必要が生じている事業など、いわゆるこういったものの懸案課題といたしまして、区長を初め特別職に進捗状況や取り組み状況を報告・確認することによりまして、その後の庁内の意思統一、係る予算要求等が円滑に行われるよう、また課題の早期解決を図るために毎年実施している懸案課題の区長とのヒアリングがございます。

平成26年度の教育委員会の懸案課題につきましては、各課から出されました事項につきまして事務局内で精査をいたしまして、資料にあるとおり概要ですとか、今後の取り組みについて取りまとめました。

順にご説明いたします。

まず、1点目、新たな教育委員会制度の対応でございます。

これにつきましては、今国会の会期末までには法案が成立する見込みになってございまして、大きくはこの概要にある3点が課題でございます。まだ報道レベルでしか情報が入っていない中、詳細なところまでの情報がないところではございますけれども、教育委員会制度が大きく変革するのを迎えておりますので、このあたりはしっかりと情報収集をして適切に対応していくというようなことで上げさせていただいております。

2点目は、子ども・子育て支援新制度への対応です。

平成27年の4月から実施されます新制度への移行ということで、これにつきましては全庁を挙げて今、断続的に会議を行いながら新制度の支援に向けての準備をしているところでございます。

教育委員会に関する部分として、大きく5点上げてございます。

幼稚園、また預かり保育の量の見込み、確保策、あとこれは従来からの悲願でございます3歳児の定員拡充、また国が目指しております認定こども園の方向性、また区立幼稚園の保育料の改定ですとか報酬格差の是正という問題、それと就学児童の放課後対策ということです。最近、また新聞紙上で話題になっております保育園に続き学童クラブが不足する問題は、放課GO→クラブで大きくかかわってまいります。この5点を教育委員会、また子ども家庭部門とも含めて協議を進めているというところを上げさせていただいております。

幼稚園の定員拡充等につきましては、昨年度の教育振興方針で公私ともに取り組んでいくという考え方が示されておりますので、そのあたりは私立も含めて対応を考えているところでございます。

おめくりいただきまして、3点目、新教育センターの整備でございます。

これは毎年課題で上がっているところでございますが、まず1点目の虎ノ門のところですが、これについては、なかなか進展しない状況でございますが、地区計画策定へ向けた調整についてです。

2点目として、今回大きく打ち出したところで行きますと、新教育センターの調整を行いながら、「暫定新教育センター」を早期整備をしていかなければ、さまざまな機能の充実も図れないというところでございます。相談機能の集中化と強化、それと研修の充実・強化と、また、今旧飯倉小学校にございます適応指導教室を一体化したいという思いがございます。

また、今年度スタートしました学校支援地域本部のコーディネーターを配置の拠点としても教育センターで考えているところでございます。それと現在、民間ビルをお借りしているところでござ

いますが、この経費というのも多大になっておりますので、こういったことの解決に向けて具体的には庁内オーソライズがまだされてはおりませんが、平成27年度から三光小学校の校舎があくところがございますので、暫定で進めていきたいという考えでまとめてございます。

4点目が、人口増に伴う教室の確保です。

これまでも、学校と協議を行い、教室の確保を行っているところでございますが、これについても全庁を挙げて改修ですとか、場合によっては新たな用地の確保も含めて取り組んでいかなければいけないというところなんです。それと、先ほどと同様に放課GO→クラブのあり方が大きく絡んでまいりますので、運営の仕方も含めて全庁的な形で検討が必要ということで、既に始めているところでございます。

5点目が、いじめ防止の取り組みでございます。

昨年9月のいじめ防止対策推進法の施行を受けまして、ここにある4点がこの法律の大きなポイントになってございます。こちらのほうを確実に進めていくとともに、何よりもいじめ防止というものをどうやって全体的に取り組んでいくかというのは、教育委員会としても非常に大きな課題として捉えているというところでございます。

さらに、おめくりいただいて4ページです。6点目が、学校教育におけますICT化の推進です。

これは学校情報化アクションプランが今年度スタートしておりまして、今進めているというところでございます。近年にないプロジェクトということで課題としては上げたところでございます。

7点目、特別支援教育の充実です。

これについては特別支援教室の拡充と今年度予定している事業がございまして、この要素につきましては、先ほど新教育センターのところでも若干盛り込ませていただいているところでございます。

8点目、生涯学習施設のあり方でございます。

青山生涯学習館は、この後報告事項にもございます青南幼稚園の保育室の拡大に伴った移転を予定しており、今後の生涯学習施設のあり方というのが区として問われている部分もございまして、その方向性についてしっかりと示していく必要があるということでございます。

9点目は、オリンピック・パラリンピック開催の対策に向けた、教育委員会としてのこの機運醸成をどのように事業構築していくかということが課題として上げてございます。

10点目、図書館の改築です。

みなと図書館、三田図書館、これについては老朽化に伴っての改築の要望がございまして、三田図書館は若干動きが出ておりますが、みなと図書館はまだということでございまして、検討が必要ということなんです。

11点目、新郷土資料館についてです。

これについては、設計・施工一括発注方式が区として初めて採用されるということで、これを確実に進めていくためにはさまざまな検討が必要だということでございます。

最後のページでございます。

12点目、指定文化財の修復に係る経費の補助についてです。

最後は、13点目、理科教育の充実です。

昨年度、国の補正予算を活用しまして、機材等充実したところでございますが、さらにより充実した授業を実施していくというところでございます。

以上、13項目にわたっての各課での事業を整理いたしたところでございます。

今年度、各課から提供いたします懸案課題は、5項目以内にするようという指示がございまして、絞るということでした。教育委員会といたしましては、この13のうち、1番から5番までの5項目を出ささせていただいたところでございます。

今後の予定です。

提出した5項目につきまして、方向性・中身・スケジュールも含めて、企画課経営部と、さらに調整を図りまして、7月の中旬からこの5項目中、企画経営部が指定する2から3項目について、区長とのヒアリングを行うということになってございます。なお、ヒアリングの結果につきましては、改めてご報告していきたいと思っております。

以上でございます。

○綱川委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますか。

○小島委員 1から5に絞るということで、その中でも特にいろいろ幾つか新しい問題点が出てくるわけですが、何といたしても項目の1、これは全く新しい課題です。これについては概要で(1)(2)(3)もあるわけですが、6月に地方教育行政法改正案がたぶん成立するのですよね。そして、平成27年の4月から施行ということですから、もう10カ月もないくらいで、来年の4月から新しい制度でスタートするということになると、全く10カ月間で全部やらなくては行けないのですが。

今考えられるのは、総合教育会議の設置と大綱の策定を4月までにやらなくては行けないということのようですが、そのほかこの10カ月でどのような予定でどのようにするのですか。

○庶務課長 まさにご指摘のそこの実務的な情報がまだ入っていないというのが現状でして、平成27年の4月1日ですと変わるとか、ある程度移行期間が設けられるのか、今年は施行するのですけれども、では会議はどこなのかとか、この大綱というのはどういうものなのか。教育ビジョンの策定を今進めている中で、ビジョンと大綱はどのような関係なのか、大綱のようなものを定めている自治体は結構ありまして、23区の庶務課長会でも今みんなで何か手さぐりでというか、報道のレベルを超えたものが入っていない状況ということで非常に各区とも苦慮しているのが正直なところでございます。

○小島委員 そうすると、6月に法案が成立すれば、文科省からこうだというひな形のようなものが、各都道府県を通じて各区市町村の教育委員会に回ってくるのですか。

○庶務課長 当然そうだと考えております。ただ細切れに報道として出てくるのみで、正式には何ひとつ通知等はないので、待っているというところがございます。

○教育長 首長が主催し組織する総合教育会議、これは平成27年4月1日までにつくらなくては行けないのです。大綱については現在、半分ぐらいの自治体で教育施策の推進計画の一連とビジョ

ンというか、今ある推進プランを、半分ぐらいに相当する自治体がつくっているということなので、基本的に、それを大綱ということで位置づければ、それで構わないと言っています。大綱ですので、数値目標であるとかそういう細かい事業計画を計上する必要はなくて、大きな柱を定めれば、この大綱というのはいいということで、文科省から説明を受けています。

したがって、これからになります。現在、私どもが教育ビジョンの策定をしておりますので、どこかの段階でこのビジョンを大綱という形で位置づけるということは十分可能です。また、そういう大きな方向性をビジョンで決めていこうとしているわけですから、そういう流れにたまたまびったり合うのかなということで、いずれかの段階でこのビジョンを大綱という形で位置づけるという作業をしていくような形で進めたいと思っております。方向性が決まりましたら、またご意見を委員会でいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小島委員 この大綱というのは教育振興施策で、まさしく教育ビジョン自体と同じだから、それによって多分つくられるかと。

あともう一点、総合教育会議ですが、これは「区長と教育委員会で構成する」と書いてあるのですが、ここはどういう意味なのか。区長と教育委員会で構成する総合教育会議ですよ。

○教育長 メンバーは首長と教育委員会で、中身としては教育施策について首長と教育委員が協議、調整する場であると書かれています。協議の意味としては、自由なディスカッション、意見交換と説明されています。

それから、調整については、それぞれの権限に属する問題について、すり合わせるという説明がされています。

○小島委員 今後その内容がさらに具体的になって、また当教育委員会で皆さんと審議すればいいのでしょうか、4月に大混乱が起きてもいけないので、その辺の準備をよろしくお願いいたしますと思います。

○教育長 はい。それは適切に対応していきます。

○綱川委員長 結局、6月に法律の改正が決まるとその後の施行令とか関係法規が来年の4月までに間に合うかどうかということ、文科省の人が言っていました。

多分間に合わせると思いますが、区教委の中でも条例とか、いろいろ改正しなければならない部分も出てくるわけですね。

○教育長 教育委員会所管の条例改正は、ほとんどないと思われ。この総合教育会議はどういう形で設置をしなければいけないとかあるのですけれども。

○小島委員 わかりました。大事な問題なので、きょうの段階ではまだ抽象的なことしか言えないから、逐一やって、4月にスムーズに行けるようにしないといけないと思います。

○綱川委員長 ほかにございますでしょうか。

ちょっと一点ですが、赤坂中学校と赤羽小学校が、今までもいろいろお話が出ていました。特に、赤羽小学校については、数年、土地の問題について、折衝しているとか折衝していないとか、買収できたとか買収できないとかあります。

赤坂中学校の体育館については相当、教育委員として訪問したときにも言われます。それが懸案事項に入っていないとなると、地元の人たちが納得しないと思います。懸案じゃないのかと言われてしまうと困るのですが、その辺は何で書いていなかったのか、教えていただければと思います。

○学校施設担当課長 赤坂中学校の改築については、以前、基本調査を実施し、当委員会に報告をしております。現在プロポーザルを行い基本構想を作成中ですので、完了後報告していきたいと考えています。今、進んでいるということもありますし、逐一報告をするということですので、基本的にこの懸案課題から外してはおります。

赤羽小学校については、土地の取得ということのお話がありますが、これも今動きがありますので、区長部局と連携して進めていきたいと考えております。逐一、当委員会へ報告をしていきたいと考えております。

○綱川委員長 ということではなくて、10番と11番に新図書館と新郷土資料館について書いてあるのに、何で今考えているところのそっちがここに漏れているのか、何で載せていないのかっていうのが納得いかないというのが、私の意見でございます。

絞ったということになると、そっちがいいのかという、重要じゃないのかという話にもなってしまうし、切実な人たちもいらっしゃるわけですから、その辺はそれでは説明がつかないと思ったのです。意見ですからご回答はいいですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育次長 今、施設担当が言ったとおりが進捗状況ですけれども、課題としての認識は、私たちは深く持っています。

それで、ここでご説明した例の調査報告書ですが、赤坂中学校の改築がどういうパターンでできるのか可能性調査をやったところが去年ですので、それまでは老朽化した体育館を中心に計画化されていて、そこからちょっと教育委員会としては先に出られなかったと。地元もそれは不安に思っていたわけですが、これで晴れて中学校はどーんといろんなパターンで改築ができるということが明らかになりまして、次の調査経費の平成26年度予算に組み込まれました。

次の段階で教育委員の皆さんにご相談しなければならないとすると、どの工事のパターンをとるか。それで、そのときに委員長がおっしゃった、道路を挟んだ小学校を巻き込んでも一体的な開発の可能性を追求していくか、これは両方とも相当お金がかかる見込みでございます。そこら辺もご相談する機会が今後あるかと思ひます。

13番目までに入っていないのは、軽んじているわけではなく、そこまで一応進んでいます。

○綱川委員長 それはわかっています。書いていないのはなぜってことだけです。

○小島委員 課題2の(3)区立幼稚園の認定こども園の方向性について、これはこども園というのは文科省が、大いに旗を振ってやったのですが、結局、文科省と厚労省との綱引きとかいろいろな課題が多過ぎて、港区教育委員会としては当初、熱意を持ってこども園の方向に進んだのですが、現在はもう冷え切っているのかなという頭があります。今年はこの件を懸案課題に入れるのはなぜですか。

○教育政策担当課長 今回、子ども・子育て支援新制度の事業計画を提出するに当たりまして、認

定こども園の方向性があります。今、委員がおっしゃられた芝浦アイランドにあるこども園は、子ども家庭支援部で所管している区立の保育園として幼稚園部分は認定になっておりません。まずその検証が必要ではないかということです、すぐに幼稚園から認定こども園というような港区の状況ではないということは、十分認識しております。その検証が、まず第一ということで上げさせていただきます。

○小島委員 区立幼稚園の保育料の改定及び公私較差の是正についてということですが、幼稚園はほぼ義務教育と同じような位置に来ているかなということが言われる現段階で、区立幼稚園の保育料の値上げをとということなのでしょうけれども、その辺はある程度幼稚園の関係者とか保護者とか、根回し的な話し合いはもう既になされているのですか。

○学務課長 今回の新制度との関係もございまして、利用者負担額や階層化について検討しているところでございます。幼稚園側と協議というのは、まだ実施してございません。

○小島委員 この公私較差の是正というのは、今まで全然出ていなかったわけではなく、確かに出てはいたのですが、それほど大きな課題として取り上げていなかったような気がする、この平成26年度の懸案課題にぽんと出てきたということは、値上げするのかなと。

○綱川委員長 保育料の改定及び公私の較差というのは、今までの補助金の問題とかそちらの公私較差でしょう。ですから、保育料の公私較差ってということじゃないですよ、多分。

○学務課長 保育料の公私較差も含まれています。

○小島委員 区立幼稚園の保護者の皆さんは、非常に関心のあることだろうと思うので。

○綱川委員長 わかりました。懸案事項でこれから考えようというか、いろいろ皆さんに意見を聞きながらやっていこうということですよ。

○学務課長 はい。おっしゃるとおりです。

○綱川委員長 ほかにございますでしょうか。

○小島委員 あと5項目の4で、右側の今後のスケジュール等のことで「教育委員会の附属機関の設置については、いじめ防止専門部会を立ち上げ、区長部局と連携し、設置へ向けた対応策を検討していきます」と書いてあるのですが、いじめ防止専門部会はどこにつくるのですか。

○教育次長 いじめ防止専門部会は、既に昨年度だったと記憶しておりますが、子ども・子育て支援制度についての区の全体的な、全庁的な組織があります。副区長がトップの組織ですが、そこに私ですとか、それから各部長や関連の課長が入っている大きな組織です。そこに部会をつくって、広い視野で検討しろという区長の指示があつて、区長部局と一緒に論議せよということになってきたものです。ここでは具体的な方策を検討してきたのですけれども、国からの指示で、附属機関でつくる、あるいは条例設置の動きが出てきたので、教育委員会の中で、どういうやり方で区長部局と連携してつくるかというのを考えております。

○小島委員 なるほど。

○綱川委員長 附属機関というのは条例で設置が、決められた委員会とか、そういう意味ですよ。

○教育次長 そうです。地方自治法上に定められた条例設置の審議機関のことを附属機関といいま

す。

○**綱川委員長** わかりました。

○**教育長** ちょっと時間がないですが、重要なことですので。

これ書き振りがちょっとわかりにくいのですが、教育委員会の附属機関の設置について、ここで言っているのは、いじめ防止の法律の中で、重大ないじめに対する事項、自殺者が出たりとかいったときに調査委員会を設置しろということになっています。関係機関、弁護士さんとか、いろいろなメンバーで構成します。いじめの原因の調査、それから再発防止に向けての対応を協議するための組織をつくるということです。それは条例で定める附属機関が望ましいということで、法律で規定されているのです。

ですから、通常、いじめについて起こらないようにという形で防止対策を推進していく連絡協議会とは別に、そうした重大な事案が発生した場合の調査をする、あるいは再発防止について検討するという機関は別に設置しなければならないということです。この言い方ですと、いじめ防止専門部会が、それに置きかわるものなのかどうかということは、やはりちょっと難しいと思います。

ですから、いじめ専門部会は、この（２）で課題の概要でいうところの対策連絡協議会、これに対応するものではないかと思しますので、この辺は書き方が非常にわかりにくく整理されていないので、訂正させていただきたいと思います。

○**綱川委員長** （５）の１に入っています。多分このまま上に上がっていくと思うのでお願いします。

○**小島委員** 大事なことですから。

○**綱川委員長** 事故調査委員会みたいな感じになるのでしょうか。

○**教育長** はい、そうです。

起きた場合にすぐに動けないと困りますから、つくっておくということがやはり必要だろうということですね。

○**小島委員** ４のところの右側の（２）で「敷地内への仮設校舎の建設については、法令等において可能な範囲で」実施しますと。敷地内の仮設校舎というのは、法令で制限されるのですか。

○**学校施設担当課長** 仮設校舎と呼んでいますけれども、実際には本設校舎を、仮につくっていくというイメージです。仮設校舎そのものは、建築基準法上は規定がありますけれど、それは実際には本体の工事建物があって期間限定で仮の施設を別につくるというイメージです。

○**小島委員** この仮設校舎という意味は、今の本体校舎があって、本体に近い仮設校舎をつくるということですか。

○**学校施設担当課長** そういう意味です。

○**綱川委員長** 法的にいうと、容積率とか用途地域とかの問題が出てくるのですけれども、仮設校舎といっても正式に確認申請を出したり、あと１年の期間限定でしたらいいのですが、多分１年の限定ではないから難しくなるということが懸案としてあるので書いたということだと思のですが、それでいいですね。

- 学校施設担当課長 そのとおりでございます。
- 綱川委員長 というわけで、よろしいでしょうか。
ほかにごございますでしょうか。

(異議なし)

- 綱川委員長 それでは、この案件はこの辺で。

2 港区立青山生涯学習館の一部休室について

- 綱川委員長 次に、2、港区立青山生涯学習館の一部休室について。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

- 生涯学習推進課長 それでは、港区立青山生涯学習館の一部休室について、ご報告をいたします。
資料ナンバーの3をご覧ください。

青山生涯学習館は、青南幼稚園と併設となっております。施設の1階と2階の半分が青南幼稚園、2階の半分と3階が青山生涯学習館となっております。青南幼稚園の定員増を図るため、図書室を休止し、保育室へ転用するものでございます。なお、図書室の休止に当たっては、インターネットによる図書の貸し出し・返却サービスを継続することで、利用者に配慮した運営を行ってまいります。

資料をご覧ください。1の休止対象となる部屋ですが、港区南青山4の18の17、青山生涯学習館の2階です。図書室及びこども図書室です。

恐れ入ります、別紙をご覧ください。別紙の、2階裏の黄色の箇所、学習館の図書室から保育室に転用をするものでございます。

資料のほうを1枚目にお戻しくください。

休止の期間ですが、平成26年7月23日水曜日から27年の8月31日までを休止するものでございます。休止の理由でございますが、青南幼稚園の定員増を図るため、一部保育室に転用をするためでございます。休止中の対応ですが、ご説明しましたインターネットによる図書予約貸し出し・返却サービスを継続しまして、利用者の大体7割がこうしたインターネットの図書貸し出しサービスを利用しております。こうしたところを配慮しまして、できるだけご利用の皆様のご不便を最小限に抑えた運営を行ってまいります。

報告は、以上でございます。

- 綱川委員長 ありがとうございます。
- この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

- 綱川委員長 4、生涯学習推進課の各事業別利用状況については、配付された資料をご覧ください

き、報告したいと思いますが、もし生涯学習推進課長、特段説明がございましたらお願いします。

○生涯学習推進課長 2カ月目ですので、特段まだ数値上そう大きな変化がございません。

○綱川委員長 それでは、皆さん、ご覧になって、もし何かご質問がありましたら、生涯学習推進課長のほうにお願いいたします。

というわけで、時間が伸びてしましまして申しわけございません、予定していた議題は全て終了しました。

庶務課長、その他、何かありますでしょうか。

○庶務課長 ございません。

○綱川委員長 それでは、これで終了したいと思います。

「閉 会」

○綱川委員長 それでは、閉会いたします。

次回は、6月24日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

(午後0時25分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 綱 川 智 久

港区教育委員会委員 永 山 幸 江